

児童虐待の防止等に関する法律の規定による立入調査等を行う者の身分を証明する証票を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

香川県知事 浜田 恵 造

香川県規則第22号

児童虐待の防止等に関する法律の規定による立入調査等を行う者の身分を証明する証票を定める規則の一部を改正する規則
児童虐待の防止等に関する法律の規定による立入調査等を行う者の身分を証明する証票を定める規則（平成20年香川県規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2号様式</p> <div style="text-align: center;">(表)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> 9.1センチメートル 5.5センチメートル </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 第 号 身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 </div> <p>上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項及び第2項に規定する業務に従事する児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">(裏)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）</p> <p>(臨検、搜索等)</p> <p>第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>(身分の証明)</p> <p>第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> </div>	<p>第2号様式</p> <div style="text-align: center;">(表)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"> 9.1センチメートル 5.5センチメートル </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 第 号 身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 </div> <p>上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項及び第2項に規定する業務に従事する児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">(裏)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）</p> <p>(臨検、搜索等)</p> <p>第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>(身分の証明)</p> <p>第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> </div>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。